

生活保護

「監視」条例案は違憲

兵庫・小野市 自由法曹団県支部

兵庫県小野市は、生活保護世帯や児童扶養手当を受けている一人親家庭が不正受給やギャンブルでお金を使いすぎていないか、市民に通報させる「監視」条例案を市議会に提案しました。自由法曹団兵庫県支部（佐伯雄三支部長）は4日までに、憲法に違反して受

給者の人権を侵害し、市民に過大な責務を課するものとし、条例に反対を表明しました。

意見表明では、受給の廃止につながる指導・指示の基準が不明確で恣意（しい）的判断がされる可能性を指摘。生活保護費の範囲で趣味、嗜好（しこう）に使うことは許されており、過度の制約は憲法違反としています。

さらに、市の調査・業務への協力と情報提

供を市民に課していることは、継続的に受給者を監視しなければならず、プライバシー侵害を助長し、憲法に違反する過大な責務を課すことになると思います。

市民からの情報提供や市の判断で推進員が調査することについて、専門的知見を持つ社会福祉主事の職務と同じ内容で、非専門家の推進員が、ギャンブルに浪費し、生活の維持・向上を図ることができないと判断するのは困難で受給者のプライバシーを侵害するものとしています。

意見表明では、受給者の生活維持、向上には受給停止ではなく、専門家によるいいねいな生活指導、治療を可能とするシステム構築の必要性を強調しています。